平成２３年（フ）第２２号
福島県郡山市富久山町久保田字古町２番地の８　エクレール郡山２―603号
破産者　小林　次子
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
茨城県古河市長谷町28番22号
破産者　有限会社齋藤組
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２５７号
群馬県前橋市上小出町２丁目29番地２　レオパレスセンチュリー204号
破産者　菊地　和則
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３４７号
群馬県伊勢崎市波志江町2369―18、商業登記簿上の本店所在地群馬県伊勢崎市ひろせ町4083番地15
破産者　有限会社トーモーサービス
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３５７号
群馬県伊勢崎市田中島町500番地14　ジェスメゾンＣ102、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市ひろせ町4083番地15
破産者　加藤　重夫
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８８８４号
東京都中央区銀座３丁目５番７号
破産者　株式会社大久保
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４１号
東京都福生市南田園３丁目60番地２
破産者　株式会社オサダ
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５４２号
東京都福生市大字熊川984番地１尾崎レジデンス206号室
破産者　長田　眞一
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５４３号
東京都福生市大字熊川984番地１尾崎レジデンス206号室
破産者　長田美佐子
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６９９号
東京都昭島市朝日町３丁目18番９号第四大正ビル202号
破産者　松村　暢太
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１４号
富山市萩原248番地の１
破産者　株式会社上久
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１０４号
京都市上京区今出川通千本東入般舟院前町125番地の２
破産者　ナショナルホーム関西株式会社
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８８１号
大阪府阪南市石田703番地、商業登記簿上の本店所在地大阪府阪南市桑畑426番地１
破産者　つぼや総建株式会社
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
奈良県大和郡山市白土町61番地の１
破産者　株式会社二四五
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２９９号
沖縄県沖縄市山里３丁目１番２号
破産者　有限会社カルテ
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３００号
沖縄県沖縄市山里３丁目１番２号
破産者　和田　優二
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第６７９号
千葉市稲毛区轟町５丁目１番40号
破産者　高橋　良次
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６８０号
千葉市稲毛区轟町５丁目１番40号
破産者　高橋冨士子
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７８９号
千葉県船橋市藤原１丁目４番30号
破産者　有限会社石井角店
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５７号
千葉市稲毛区稲毛東３丁目17番８号　エヌビル稲毛703号
破産者　佐藤　金男
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５９号
千葉県八千代市上高野1353番地16　ウィズ勝田台308号
破産者　加藤　久之
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係